

第3 東京都立小学校応募資格審査取扱要項

令和5年度東京都立小学校入学者決定に関する実施要綱及び海外帰国・在京外国人児童入学者決定に関する実施要綱それぞれの第3-2の規定に該当している者の応募資格審査の取扱いはこの要項の定めるところによる。

<特別の事情として認められる事情及び必要書類> …………… 47ページ

【一般枠募集】

- 1 通学区域外在住者で入学日までに通学区域内に転入することが確実な者 …… 48ページ
- 2 海外在住者で入学日までに通学区域内に転入することが確実な者 …… 49ページ

【海外帰国・在京外国人児童枠募集】

- 1 通学区域外在住者で入学日までに通学区域内に転入することが確実な者 …… 50ページ
- 2 海外在住者で入学日までに通学区域内に転入することが確実な者 …… 51ページ

＜特別の事情として認められる事情及び必要書類＞

応募資格審査取扱要項の該当項目	父母の一方が通学区域内に志願者と同居できない特別の事情	父母のどちらか一方が通学区域内に志願者と同居できない理由を証明する書類
1、2	<p>父母のどちらか一方が<u>通学区域内に志願者と同居できない理由</u>が、<u>介護、病気療養（又は出産）</u>のためであり、志願者にとって、通学区域内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とします。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはなりません。</p> <p>※ 病気療養については、志願者の保護者及び志願者の兄弟姉妹が病気療養中である場合を対象とします。</p>	<p>〔介護の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護保険被保険者証</u> <p>〔病気療養の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書（通学区域内に転居できない理由が記載されているもの） <p>〔出産の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>母子健康手帳</u> <p>※ 上記<u>二重下線の書類</u>については写しを提出してください。ただし、合格後、入学日までに原本を提示して確認を受けてください。</p>
1	<p>父母のどちらか一方が<u>通学区域内に転入する理由が、介護のため</u>であり、志願者にとって、通学区域内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とします。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護保険被保険者証</u> <p>〔通学区域内に転入できない父又は母〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他道府県、都内通学区域外における勤務証明書等 <p>※ 上記<u>二重下線の書類</u>については写しを提出してください。ただし、合格後、入学日までに原本を提示して確認を受けてください。</p>
1、2	<p>父母のどちらか一方が<u>通学区域内に志願者と同居できない理由が、父と母が離婚調停中のため</u>であり、志願者にとって、通学区域内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事件係属証明書等
2	<p>日本国籍を有する志願者の父母のどちらか一方が<u>通学区域内に志願者と同居できない理由が、海外勤務の継続のため</u>であり、志願者にとって、海外から通学区域内に転入又は通学区域内に在住する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 父母の両方が帰国できない場合は、保護者に代わる通学区域内在住の身元引受人がいること、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母の一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、通学区域内に志願者と同居することが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外における勤務証明書等（入学日以降も海外における勤務継続予定が確認できるもの）

【一般枠募集】

1 通学区域外在住者で入学日までに通学区域内に転入することが確実な者

一 応募資格

次の(1)に該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) 平成28年4月2日から平成29年4月1日までに出生した者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに、令和5年4月の入学日までに、児童にとって通学が大きな負担とならない住居所在地として東京都教育委員会が定めた地域（以下「通学区域」という（別表1。））内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き通学区域内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により通学区域内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

なお、都立小学校へ入学手続をするため、一時的に通学区域内に住所を有し、入学後再び通学区域外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

- (1) 提出期間
出願受付期間とする。
- (2) 提出先
志願する都立小学校の校長（窓口へ直接の出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等
一般枠募集に関する様式
ア 東京都立小学校出願承認申請書(様式応1)
イ 転居に関する申立書(様式応3)
ウ 転居を証明する書類
 (ア) 新たに通学区域内に住居を持つ場合
 当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等
 (イ) 既に通学区域内に在住している親族等と同居する場合
 親族等の住民票記載事項証明書(様式応2)（令和4年9月1日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（参考様式）
エ 入学考査料 2,200円
オ 前記一の(2)ただし書に該当する場合は、特別の事情を示す書類
 (ア) 理由書(様式応6)
 志願者が父母のどちらか一方と通学区域内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記すること。
 (イ) 父母どちらか一方が通学区域内に志願者と同居できない理由を証明する書類
 ※ 特別の事情として認められる事情及び必要書類（47ページ）を参照し、該当の書類を提出する。
カ 入学願書（「一般枠募集」（様式1））
キ 一般枠募集第1次（抽選）用番号通知書(様式3)
 志願者氏名欄に記名する。所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した入学考査料の領収証書を一般枠募集第1次（抽選）用番号通知書(様式3)に貼り付ける。
ク 返送用封筒2枚（一般枠募集第1次（抽選）用番号通知書(様式3)）及び受検票等返送用
 ※ 返送料相当分の郵券を貼り付けたもの
ケ その他、都立小学校の校長が定めた書類等

出願は、インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）により行う。その際、エについては、出願サイト上での決済又は所定の納付書による納付とする。納付書による場合は、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書の画像をアップロードする。また、カについては、インターネット上の出願サイトで入力し、キ及びクについては不要とする。さらに、その他の書類については、都立小学校が指定する郵便局に必着するよう、特定記録郵便（郵便局留め）により提出する。

なお、やむを得ない事情により、インターネット出願ができない場合は、郵送により行う。その際、上記アからケまでの書類を都立小学校が指定する郵便局に必着するよう、特定記録郵便（郵便局留め）により提出する。

三 その他

- (1) 応募資格の審査は都立小学校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日までに、都立小学校の校長に住民票記載事項証明書(様式応2（申請した通学区域内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの）)を提出する。

2 海外在住者で入学日までに通学区域内に転入することが確実な者

一 応募資格

次の(1)に該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) 平成28年4月2日から平成29年4月1日までに出生した者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに、令和5年4月の入学日までに、児童にとって通学が大きな負担とならない住居所在地として東京都教育委員会が定めた地域（以下「通学区域」という（別表1。））内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き通学区域内から通学することが確実な者。ただし、保護者については、以下の場合も含む。

ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情のために通学区域内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

イ 日本国籍を有する志願者で、特別の事情のために保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる通学区域内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、通学区域内に志願者と同居することが確実であること。

なお、都立小学校へ入学手続をするため、一時的に通学区域内に住所を有し、入学後再び通学区域外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

- (1) 提出期間
出願受付期間とする。
- (2) 提出先
志願する都立小学校の校長（窓口への直接の出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等
一般枠募集に関する様式
ア 帰国等に関する申立書(様式応4)
イ 転居を証明する書類
(イ) 新たに通学区域内に住居を持つ場合
当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等
(イ) 既に通学区域内に在住している親族等と同居する場合
親族等の住民票記載事項証明書(様式応2)（令和4年9月1日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（参考様式）
ウ 入学審査料 2,200円
エ 前記(2)アに該当する場合は、理由書(様式応6)及び保護者が同居できない理由を証明する書類
オ 前記(2)イに該当する場合は、保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）及び身元引受人承諾書(様式応5)
カ 入学願書（「一般枠募集」（様式1））
キ 一般枠募集第1次（抽選）用番号通知書(様式3)
志願者氏名欄に記名する。所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した入学審査料の領収証書を一般枠募集第1次（抽選）用番号通知書(様式3)に貼り付ける。
ク 返送用封筒2枚（一般枠募集第1次（抽選）用番号通知書(様式3)）及び受検票等返送用
※ 返送料相当分の郵券を貼り付けたもの
ケ その他、都立小学校の校長が定めた書類等

出願は、インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）により行う。その際、ウについては、出願サイト上での決済又は所定の納付書による納付とする。納付書による場合は、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書の画像をアップロードする。また、カについては、インターネット上の出願サイトで入力し、キ及びクについては不要とする。さらに、その他の書類については、都立小学校が指定する郵便局に必着するよう、特定記録郵便（郵便局留め）により提出する。

なお、やむを得ない事情により、インターネット出願ができない場合は、郵送により行う。その際、上記アからケまでの書類を都立小学校が指定する郵便局に必着するよう、特定記録郵便（郵便局留め）により提出する。

三 その他

- (1) 応募資格の審査は都立小学校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日までに、都立小学校の校長に住民票記載事項証明書(様式応2)（申請した通学区域内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの）を提出する。

なお、前記(2)イに該当する場合は、入学日に、本人及び身元引受人の住民票記載事項証明書を提出するとともに、1年以内に保護者が帰国した時点で、保護者の住民票記載事項証明書を提出する。

【海外帰国・在京外国人児童枠募集】

1 通学区域外在住者で入学日までに通学区域内に転入することが確実な者

一 応募資格

(1) 日本国籍を有する者

次のアからウまでの全てに該当する者

ア 平成28年4月2日から平成29年4月1日までに出生した者

イ 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、「保護者」という。）に伴い連続して1年以上海外に在住していた者で、入学日現在当該海外在住期間終了後1年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後1年を超える者のうち、当該海外在住期間終了日が令和4年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後1年以内とみなす。

なお、保護者が父母である場合は、本人と同居していない父又は母が海外又は児童にとって通学が大きな負担とならない住居所在地として東京都教育委員会が定めた地域（以下「通学区域」という（別表1。））内に在住していた場合に限る。

ウ 保護者とともに、令和5年4月の入学日までに、通学区域内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き通学区域内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合は、父母の一方が特別の事情により通学区域内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

なお、都立小学校へ入学手続をするため、一時的に通学区域内に住所を有し、入学後再び通学区域外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

(2) 外国籍を有する者

次のアからウまでの全てに該当する者

ア 平成28年4月2日から平成29年4月1日までに出生した者

イ 入国後の在日期間が入学日現在原則として1年以内の者

ウ 連続して1年以上海外に在住していた者で、保護者とともに、令和5年4月の入学日までに通学区域内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き通学区域内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合は、父母の一方が特別の事情により通学区域内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

なお、都立小学校へ入学手続をするため、一時的に通学区域内に住所を有し、入学後再び通学区域外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

(1) 提出期間

出願受付期間とする（持参による窓口への出願のみ）。

(2) 提出先

志願する都立小学校の校長（郵送による出願は認めない。）

(3) 出願に要する書類等

ア 東京都立小学校出願承認申請書（様式応1）

なお、前記一(1)ウただし書又は(2)ウただし書に該当する場合は、理由書（様式応6）及び父母のどちらか一方が志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。

イ 転居に関する申立書（様式応3）

ウ 転居を証明する書類

(ア) 新たに通学区域内に住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等

(イ) 既に通学区域内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書（様式応2）（令和4年9月1日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（参考様式）

エ 入学願書（「海外帰国・在京外国人児童枠募集」（様式2））

オ 入学考査料 2,200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を海外帰国・在京外国人児童枠募集第1次（抽選）用番号通知書（様式4）の所定欄に貼り付ける。）

カ 外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式応2）又は公的機関発行の書類（外国籍を有する者のみ）

キ 前記一(1)に該当する場合

(ア) 保護者に伴い連続して1年以上海外に在住していたことを証明する書類

※ 海外在住証明書（保護者の勤務先企業代表者が証明する書類）等

(イ) 入学日現在当該海外在住期間終了後1年以内であることを証明する公的機関発行の書類

ク 前記一(2)に該当する場合

(ア) 連続して1年以上海外に在住していたことを証明する公的機関発行の書類

(イ) 入国後の在日期間が入学日現在1年以内であることを証明する公的機関発行の書類

ケ 海外帰国・在京外国人児童枠募集第1次（抽選）用番号通知書（様式4）

志願者氏名欄に記名する。

コ 受検票等返送用封筒1枚（返送料相当分の郵券を貼り付けたもの）

サ その他、都立小学校の校長が定めた書類等

三 その他

(1) 応募資格の審査は都立小学校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。

(2) 応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

(3) 入学日までに、都立小学校の校長に住民票記載事項証明書（様式応2（申請した通学区域内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。

2 海外在住者で入学日までに通学区域内に転入することが確実な者

一 応募資格

(1) 日本国籍を有する者

次のアからウまでの全てに該当する者

ア 平成28年4月2日から平成29年4月1日までに出生した者

イ 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、「保護者」という。）に伴い連続して1年以上海外に在住している者。保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴い連続して1年以上海外に在住している者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は、海外又は児童にとって通学が大きな負担とならない住居所在地として東京都教育委員会が定めた地域（以下「通学区域」という（別表1。））内に在住している場合に限る。

ウ 保護者とともに、令和5年4月の入学日までに通学区域内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き通学区域内から通学することが確実な者。ただし、保護者については、以下の場合を含む。

(ア) 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情のために通学区域内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

(イ) 保護者が特別の事情のために帰国できず、志願者のみが帰国する場合。その際、保護者に代わる通学区域内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、通学区域内に志願者と同居することが確実であることが必要である。

(ウ) 保護者が父母である志願者が、父又は母とともに海外に在住しており、当該父又は母が通学区域内に転入することができない理由が、特別の事情のためであり、志願者にとって、通学区域内に在住している他方の父又は母と同居した方が身上監護を受けられる場合

なお、都立小学校へ入学手続をするため、一時的に通学区域内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

(2) 外国籍を有する者

次のア及びビに該当する者

ア 平成28年4月2日から平成29年4月1日までに出生した者

イ 連続して1年以上海外に在住している者で、保護者とともに、令和5年4月の入学日までに通学区域内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き通学区域内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情のために通学区域内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

なお、都立小学校へ入学手続をするため、一時的に通学区域内に住所を有し、入学後再び通学区域外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

(1) 提出期間

出願受付期間とする（持参による窓口への出願のみ）。

(2) 提出先

志願する都立小学校の校長（郵送による出願は認めない。）

(3) 出願に要する書類等

ア 帰国等に関する申立書（様式4）

イ 転居を証明する書類

(ア) 新たに通学区域内に住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等

(イ) 既に通学区域内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書（様式2）（令和4年9月1日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（参考様式）

ウ 入学願書（「海外帰国・在京外国人児童枠募集」（様式2））

エ 入学考査料 2,200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を海外帰国・在京外国人児童枠募集第1次（抽選）用番号通知書（様式4）の所定欄に貼り付ける。）

オ 外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式2）又は公的機関発行の書類（外国籍を有する者のみ）

カ 前記一(1)に該当する場合は、保護者に伴い連続して1年以上海外に在住していたことを証明する書類

※ 海外在住証明書（保護者の勤務先企業代表者が証明する書類）等

キ 前記一(2)に該当する場合は、連続して1年以上海外に在住していたことを証明する公的機関発行の書類

ク 前記一(1)ウ(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合は、保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）及び前記一(1)ウ(イ)に該当する場合は、身元引受人承諾書（様式5）

ケ 海外帰国・在京外国人児童枠募集第1次（抽選）用番号通知書（様式4）

志願者氏名欄に記名する。

コ 受検票等返送用封筒1枚（返送料相当分の郵券を貼り付けたもの）

サ その他、都立小学校の校長が定めた書類等

三 その他

(1) 応募資格の審査は都立小学校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。

(2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

(3) 入学日までに、都立小学校の校長に住民票記載事項証明書（様式2（申請した通学区域内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。

なお、前記一(1)ウ(イ)に該当する場合は、入学日に、本人及び身元引受人の住民票記載事項証明書を提出するとともに、1年以内に保護者が帰国した時点で、保護者の住民票記載事項証明書を提出する。